

令和7年度 障害児相談支援 指摘事項一覧

3事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘事業所数
1	法定代理受領の通知	法定代理受領した障害福祉サービスに係る障害児相談支援給付費の額を支給決定障害者等に対し、通知していませんでした。 障害児相談支援給付費を法定代理受領した際は、当該支給決定障害者等に対して障害児相談支援給付費の額の通知をしてください。	厚労省令第29号第14条第1項、 障発0330第23号第二の2(10)①	1
2	指定障害児相談支援の具体的な取扱方針に関すること	指定障害児相談支援の具体的な取扱方針に基づく以下の業務の全て又は一部が適切に行われていない事例がありました。相談支援専門員は、指定障害児相談支援の具体的な取扱方針に基づき、適切に業務を行ってください。 ●障害児及びその保護者の意向を踏まえた効果的かつ実現可能な質の高い障害児支援利用計画を作成するため、障害児支援利用計画案の内容について、サービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を求め、その内容を記録に残すこと。 ●障害児支援利用計画を作成した際には、遅滞なく障害児等及び担当者に交付すること。 ●障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握(障害児についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更等、各担当者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うこと。 ●モニタリングに当たり、利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接のうえ、モニタリングを実施し、その結果を記録に残すこと。	厚労省令第29号第15条第2項第10号第12号及び第3項第1号第2号、 障発0330第23号第二の2(11)⑬⑮⑯⑰	3
3	感染症の予防及びまん延防止	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていませんでした。以下の措置を適切に講じてください。 ●指針を整備すること。	厚労省令第29号第22条第3項第2号、 障発0330第23号第二の2(20)②イ	1
4	給付費の算定等 (障害児支援利用援助費)	障害児支援利用援助費に当たり、以下のとおり適切に行われていない事例がありました。適切な算定となるよう障害児相談支援給付費の過誤調整を行ってください。 ●障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付を行っていない事例。 ●サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取を行っていない事例。	厚労告第126号別表1の注1、 障発0330第16号第四の1(1)①	2
5	給付費の算定等 (継続障害児支援利用援助費)	継続障害児支援利用援助費に当たり、以下のとおり適切に行われていない事例がありました。適切な算定となるよう障害児相談支援給付費の過誤調整を行ってください。 ●障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等を行っていない事例。	厚労告第126号別表1の注2、 障発0330第16号第四の1(1)②	1